

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領

第1 趣旨

地方独立行政法人法第28条及び第30条並びに地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例第2条の規定に基づいて地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価委員会が行う評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、運営の効率化、透明性の確保等に資することを目的として行う。

第3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨及び実施時期は、次表のとおりとする。

種類	対象	趣旨	実施時期
事業年度評価	各事業年度における中期計画の進捗状況	中期目標の達成に向けた中期計画の進捗度の点検	知事諮問後概ね2月以内
中期目標期間終了時見込み評価	当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の見込み	中期目標の達成・未達成の見込みの確認及び法人の業務の継続等の検討	知事諮問後概ね2月以内
中期目標期間評価	当該中期目標の期間における中期目標の達成状況	中期目標の達成・未達成の確認	知事諮問後概ね2月以内

第4 評価の方法

1 評価の手法

評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、法人の自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。

2 評価項目

評価項目は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、中期目標期間終了時見込み評価については、中期目標期間評価に準ずるものとする。

- (1) 事業年度評価 別表第1
- (2) 中期目標期間評価 別表第2

3 評価基準及びその判断の目安

評価基準及びその判断の目安は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、中期目標期間終了時見込み評価については、中期目標期間評価に準ずるもの

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領

第1 趣旨

地方独立行政法人法第28条及び第30条の規定に基づいて地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価委員会が行う評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、運営の効率化、透明性の確保等に資することを目的として行う。

第3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨及び実施時期は、次表のとおりとする。

種類	対象	趣旨	実施時期
事業年度評価	各事業年度における中期計画の進捗状況	中期目標の達成に向けた中期計画の進捗度の点検	当該事業年度の終了後概ね5月以内
中期目標期間評価	当該中期目標の期間における中期目標の達成状況	中期目標の達成・未達成の確認	当該中期目標の期間の終了後概ね5月以内

第4 評価の方法

1 評価の手法

評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、法人の自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。

2 評価項目

評価項目は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業年度評価 別表第1
- (2) 中期目標期間評価 別表第2

3 評価基準及びその判断の目安

評価基準及びその判断の目安は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

・根拠法追加

・改正法で、各事業年度の終了後3月以内に実績報告書を提出することとされたことから、提出された報告書に基づく知事諮問後2月以内に各評価を実施することを規定

・新たに「中期目標期間終了時見込み評価」が追加されたことから、表に追加するもの

・中期目標期間終了時見込み評価は、当該中期目標の期間の3年次の事業年度の終了後に行う中期目標期間評価の見込み評価であることから、中期目標期間評価に準じて行う。
(以下同じ)

改正後	現 行	備 考
<p>とする。</p> <p>(1) 事業年度評価 別表第3</p> <p>(2) 中期目標期間評価 別表第4</p> <p>4 評価の手順</p> <p>評価の手順は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出</p> <p>法人は、この要領に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を業務実績報告書として取りまとめ、評価の実施時期が属する年度の6月30日までに知事に提出する。<u>ただし、中期目標期間終了時見込み評価については、中期目標期間評価に準ずるものとする。</u></p> <p>① 事業年度評価 別記様式第1号</p> <p>② 中期目標期間評価 別記様式第2号</p> <p>(2) 評価委員会による検証</p> <p>評価委員会は、法人から提出された書類の審査、法人関係者からのヒアリング等に基づき、法人の自己評価結果の妥当性を検証し、<u>評価結果（答申）を決定する。</u></p> <p>なお、評価委員会が法人に対し追加資料の提出を依頼する場合は、どの項目の判断材料として、どのような趣旨で必要なかを明らかにし、かつ、評価に必要不可欠なものに限定して行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5 評価結果の取扱い等</p> <p>1 評価結果の報告</p> <p>評価委員会は、<u>評価結果（答申）を確定したときは、すみやかに当該評価結果（答申）を知事に送付する。</u></p>	<p>(1) 事業年度評価 別表第3</p> <p>(2) 中期目標期間評価 別表第4</p> <p>4 評価の手順</p> <p>評価の手順は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出</p> <p>法人は、この要領に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式によりその結果を業務実績報告書として取りまとめ、評価の実施時期が属する年度の6月30日までに<u>評価委員会</u>に提出する。</p> <p>① 事業年度評価 別記様式第1号</p> <p>② 中期目標期間評価 別記様式第2号</p> <p>(2) 評価委員会による検証</p> <p>評価委員会は、法人から提出された書類の審査、法人関係者からのヒアリング等に基づき、法人の自己評価結果の妥当性を検証する。</p> <p>なお、評価委員会が法人に対し追加資料の提出を依頼する場合は、どの項目の判断材料として、どのような趣旨で必要なかを明らかにし、かつ、評価に必要不可欠なものに限定して行うものとする。</p> <p>(3) 評価書原案の作成、法人への提示</p> <p>評価委員会は、検証結果に基づいて、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定める様式により、評価書の原案を作成し、法人に提示する。</p> <p>① 事業年度評価 別記様式第3号</p> <p>② 中期目標期間評価 別記様式第4号</p> <p>(4) 評価書原案に対する法人の意見の申出</p> <p>法人は、評価書原案に対して意見がある場合、書面により評価委員会に申し出る。</p> <p>(5) 評価書の確定</p> <p>法人から意見の申出があったときは、評価委員会は、法人関係者の説明を受けて、当該意見の適否を審議し、必要に応じ評価書原案に修正を加え、評価書を確定させる。</p> <p>法人から意見の申出がなかったときは、評価書原案は、評価書として確定する。</p> <p>第5 評価結果の取扱い等</p> <p>1 評価結果の<u>通知、報告、公表</u></p> <p>評価委員会は、評価書を確定したときは、すみやかに<u>当該評価書を法人及び知事に送付するとともに、山口県のホームページに掲載する。</u></p>	<p>・知事からの諮問に応じて、評価結果を答申することになるため</p> <p>・評価は、評価委員会の答申に基づき、知事が決定するものとされたため、法人への提示等は行わない。</p> <p>・公表義務の削除（旧第28条第4項）</p>

改正後	現行	備考
<p>2 評価結果の活用 評価委員会は、評価実施の際、従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況を確認し、<u>もって県立病院として期待する医療機能の発揮の状況等について評価・検証するものとする。</u></p> <p>3 個人情報の取扱い 評価の実施に当たっては、山口県情報公開条例、山口県個人情報保護条例の規定を踏まえ、個人に関する情報その他の情報の取扱いに留意する。</p> <p>第6 会議の公開等 評価に係る評価委員会の会議は公開とし、会議資料及び審議要旨を山口県のホームページに掲載する。</p> <p>第7 評価の方法の継続的な見直し この要領に定める評価の方法については、評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年12月27日から施行し、地方独立行政法人山口県立病院機構の平成23年度における業務の実績に係る評価から適用する。</p> <p>附 則 <u>この要領は、平成30年4月1日から施行し、地方独立行政法人山口県立病院機構の平成29年度における業務の実績に係る評価及び中期目標期間終了時見込み評価から適用する。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>2 評価結果の活用 評価委員会は、評価実施の際、従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況を確認する。</p> <p>3 個人情報の取扱い 評価の実施に当たっては、山口県情報公開条例、山口県個人情報保護条例の規定を踏まえ、個人に関する情報その他の情報の取扱いに留意する。</p> <p>第6 会議の公開等 評価に係る評価委員会の会議は公開とし、会議資料及び審議要旨を山口県のホームページに掲載する。</p> <p>第7 評価の方法の継続的な見直し この要領に定める評価の方法については、評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年12月27日から施行し、地方独立行政法人山口県立病院機構の平成23年度における業務の実績に係る評価から適用する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>・評価委員会の役割を明示</p> <p>・適用を明らかにするため</p>